

令和5年12月13日

鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様

鳥取県議会議員 松田 正

意見書

令和5年12月5日付鳥取県議第309号により通知のあった審査結果報告書について、次のとおり意見を提出します。

この度の政治倫理審査会の審査結果を重く受け止め、深く反省いたしております。県民の皆様にご迷惑をお詫び申し上げます。

以下、政治倫理審査会において弁明させていただいた内容と重複しますが、記載させていただきます。

1 政務活動費について

県内宿泊費及び交通費については、基本的に、県庁への登庁の際の費用であり、長年、議会事務局と登庁した日時について記録を照合し、すり合わせをすることで、当該費用が政務活動に係るものであるかどうかを確認するという運用をとっていました。

しかし、今回については、このような照合作業を行うことができず、かつ、私自身の記録が不十分だったことにより、当該費用が政務活動に係るものか否かを客観的に確認することができない結果となってしまいました。

このような次第で、県内宿泊費及び交通費について客観的な確認がとれなかったため、県内宿泊費及び交通費については、念のため、全額を返納いたしました。

そもそも、議会事務局の登庁記録と照合して確認するという運用自体が適切ではなく、本来であれば自ら記録を作成し、当該記録を基に収支報告書を提出すべきでしたが、この点が不十分であったことは深く反省しております。

2 ゴルフ同好会費について

ゴルフ同好会の会費を預かるという責任ある立場にありながら、この会費を私的に出金してしまったことは深く反省しております。

ゴルフ同好会については、平成28年7月の口座開設後、1度も総会や決算報告が行われておらず、このような状況下で、「すぐに補充すれば問題ない。」という軽い認識の下、私的に出金してしまいました。

こうした出金の動きは、口座の取引履歴を見れば、直ぐに分かることであり、当時は、これを隠そうとか、悪いことであるという罪の意識は薄かったというのが実態ですが、今から考えれば、私自身の認識の甘さを痛感しているところです。

出金した額については、既に、返金していますが、当然、返金すればよいという性質の問題ではなく、前述のような認識の甘さに問題があるということは重々承知しており、深く反省しております。

先般警察に被害届が提出され、任意で取り調べを受けております。今後、本件については司法の判断が行われると推察しますが、本件について重く受け止め、深く反省すると共に、当然のことですが、二度とこのような過ちを繰り返さないことをお誓いいたします。

以上